

# 5月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和8年5月19日(火) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	垣見教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計5人出席】
	事務局	槇野課長補佐、谷埜
	理事者	若林教育部長、牧野教育部次長、土田教育部次長、小林教育政策課長、安井教育総務課長、引野教職員課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、岡田特別支援教育推進課長、森西中央図書館長
開催形態	公開(傍聴者なし)	
議 題	1 教育長報告	
	教育長報告(1)	令和8年度6月補正予算要求額について <b>非公開</b>
	教育長報告(2)	奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について
	教育長報告(3)	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について <b>非公開</b>
	2 議案	
	議案第6号	令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について <b>非公開</b>
	議案第7号	奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について
	議案第8号	奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について
	議案第9号	奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について
	議案第10号	令和8年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について
	議案第11号	奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命に

	について
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>教育長報告（1） 令和8年度6月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>教育長報告（2） 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画については、了承した。</p> <p>教育長報告（3） 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第6号 令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第7号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第8号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第9号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第10号 令和8年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第11号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p>
担当課	教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	おはようございます。本日の傍聴者はありません。5月定例教育委員会会議を始めさせていただきます。まず事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	資料につきましては、既にお配りしているとおりです。なお、議案第6号の資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。
教 育 長	本日の教育委員会は、教育委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから5月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議

録署名委員は、私と川村委員でお願いします。

次に、会議録の確認を行います。4月定例教育委員会会議録の署名委員は梅田委員でございました。梅田委員、いかがでしょうか。

梅田委員 結構です。

教育長 それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告3件、議案6件でございます。なお、先月使用承認いたしました後援名義は10件ございましたのでご報告いたします。

本日の案件のうち、教育長報告(1)、教育長報告(3)は奈良市情報公開条例第7条第5号に、議案第6号は奈良市情報公開条例第7条第6号に該当する事項が含まれているため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、教育長報告(1)、教育長報告(3)、議案第6号は非公開といたします。なお、議案第6号は、関係理事者のみでの審議といたします。

それでは、公開の案件から始めます。教育長報告(2)「奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について」、教職員課長より説明願います。

教職員課長 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について、「地方公共団体が自ら率先して障害者の雇用に努めなければならない」と、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められております。「任命権者は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関が実施する障害者や職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成しなければならない」とこちらも法律で定められています。それを受けまして、市教育委員会で令和2年9月に奈良市教育委員会障害者活躍推進計画をまず策定し公表した上で、5年間計画を推進いたしました。計画期間が満了いたしましたので、内容を見直し、この度、改めて令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の計画として、奈良市教育委員会障害者活躍推進計画を策定いたしましたのでご報告いたします。

まず前回の計画の目標達成状況について報告いたします。資料の1ページをご覧ください。法定雇用率の達成につきましては、初年度の令和2年度は達成できていますが、令和3年度から6年度までは未達成の状態でした。雇用率の引き上げが必要でしたので、令和5年度からは、障がい者を対象として会計年度任用職員の募集を行い、令和5年度は3人、令和6年度は1人、令和7年度は1人を任用しております。その結果、令和7年度は法定雇用率を達成することができております。また定着に関する目標で

ある、1年間の離職率5パーセント未満につきましては、令和2年度から令和7年度は達成できております。

今回の計画における変更点につきましては資料2ページをご覧ください。まず採用に関する目標につきましては、前回の計画では策定当時の法定雇用率を目標の中に明記しておりました。ただ期間の途中で法定雇用率が引き上げられる可能性があり、数値としては目標の中に明記せず、具体的な法定雇用率について別途計画内の表で示す形といたしました。また先ほど申し上げたように令和5年度から障がい者を対象として会計年度任用職員の採用を行っていますが、会計年度任用職員は時間など、障がいの状況に応じて柔軟な働き方が可能であり、障がいを持つ方の雇用機会を確保する策として有効であると考えましたので、計画の中の取組として明記させてもらっています。資料といたしましてはこの計画に基づき、引き続き障がい者の雇用促進に努めてまいります。

教 育 長            それではこの件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

川 村 委 員            2点教えてください。働きやすい環境を整えられて、提供できるというお話だったと受けとめているのですが、障がい者雇用で働いていただく方には毎年、会計年度任用という受け皿を作られるのか、2、3年継続して勤めていただく時に同じ条件で採用されるのか、教えていただきたいです。

また新しい計画書の6ページの最後、「障害者就労施設等からの調達推進」を少し調べさせてもらったのですが、教育委員会の中でどのような形でイメージされているのかを教えていただきたいです。

教 職 員 課 長            まず障がい者を対象とした会計年度任用職員の採用ですけれども、先ほど申し上げましたように、最初の年度が3人、その次の年度が1人、その次の年度が1人を任用しています。この方たちは一度任用した後、ご本人に勤め続ける意志があり、こちらの予算が確保できている限りは引き続きお勤めいただき、累積が増えていく形になります。こちらの働き方については、まずは比較的短時間からご案内させていただいて、半年を目処に一度面談し、面談の中で、例えばその時点で日数・時間を増やすことを受け入れ先の職場もご本人も望んでいるようでしたら、予算の範囲内で増やしていきます。年度が変わるときも、今の条件のままがいいのか、あるいは増やした方がいいのか確認します。本人が可能であればずっと短いまよりは少し長めにしていくこともあります。配置された課と、ご本人の意向を丁寧に聞き取りながら進めています。基本的には会計年度任用職員ですので、能力実証が毎年必要なんですけれども、定期的に行うというよりは、一度採用した後は本人への聞き取りと能力実証を行って雇用していき

ます。

2つ目の障害者就労施設等からの調達促進という部分ですけれども、こちらにつきましては教育委員会独自というよりは全庁的に案内がございまして、市長部局も含めて障がい者の就労施設等への発注等をという案内がございまして。その中で各課、利用できるものを利用していく形ですので、申し訳ないのですが教育委員会の中でどこが使っているかは現状把握できておりません。

川 村 委 員

私が個人的に調べた中でも、「発注等を通じて」とありますけれども、そのような就業施設へ国や行政が率先して注文を取って、受け皿となっていくという説明がありました。全庁的にというお話もありましたけれども、なぜこの文言を載せているのか分かりかねたので、質問させていただきました。最初の、会計年度任用職員の継続を目標にということについて、ぜひ丁寧な対応をしていただければと思います。

梅 田 委 員

計画について、障がい者の雇用計画ではなく障がい者の活躍推進計画であることを考えますと、単に法定雇用率の達成の追認の話だけではなく、いわゆる共生社会の実現に向けた、定着や活躍までも含めた質的な充実が非常に大切だということを更新の際に確認しておきたいなと思います。このことは、策定と趣旨が前回のものから見直していただいているということにも含まれていると捉えていますけれども、改めてそこを確認しておきたいと思います。

また、市長部局との人事配置の関連からも、会計年度任用職員としての採用という取組についてはご説明いただいたところでもありますが、キャリア形成に繋がりにくいという一面も持つことにもなるかもしれません。会計年度任用職員を入口としつつ、能力発揮であったり、継続的な就労に繋がっていく取組を期待したいと思っております。

教 職 員 課 長

既に来られている会計年度の方々や、新たに障がい者雇用でお勤め始めた方で、一人も離職者は出ておりません。受け入れ先のご協力もいただいているところです。

教 育 長

他にご質問ございますでしょうか。

柳 澤 委 員

5ページです。検証、評価を行うことは、前は入っていなかったように思います。例えば年度末でしょうか、どのように検証されるのか、あるいはそういったところまでは特に考えていないのか説明をお願いいたします。計画期間について「※計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う」と言及しているところです。

教職員課長	<p>まず取組状況の把握検証で一番大きなところでは、労働局の報告がございました。労働局は障がい者雇用率を満たしているかどうかが一番重点を置いています。ですので毎年の障がい者雇用率報告の時に、できているかできていないかという視点で教職員課としてはまず見ております。その中で、取組状況を把握した中で、見直しが必要になりましたら、教育委員の皆様にご報告させていただくということにもなりますし、今後総合計画で、この辺りのお話がクローズアップされるようでしたら、それを踏まえた計画の見直しが必要になります。</p>
新井委員	<p>法定雇用率の計算が、市長部局と合算されて計算されている数字であるということで、最終的に評価する上では、教育委員会の中で内訳が出ていないと分かりにくいので、教育委員会では今後内部資料として説明していただければと思います。</p>
教職員課長	<p>ご説明がうまくできていなかったと思うんですけども、採用や定着に関する目標で出ている数字は、教育委員会のみ数字です。</p>
教育長	<p>梅田委員からもございましたけれども、教育委員会としてはいろいろな取組を進めさせていただいておりますし、またインクルーシブの視点で、学校であったり職場であったり、いろいろところで教育的な視点で取組を進めさせていただいております。職場環境づくり、それから共生社会という視点から、職員自身もそのあたりを意識して、働きやすい職場づくり、机と机の間隔であったり、いろいろところで工夫をしていただいているところです。</p> <p>ご意見がないようですので、教育長報告(2)「奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について」は了承いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案の審議に移らせていただきます。議案第7号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明をお願いいたします。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>奈良市いじめ防止連絡協議会につきましては、お手元の資料の4ページ、「いじめ防止対策推進法に基づく組織について」の「2 教育委員会がつくる組織」の②に示すものでございます。本市のいじめ防止のための対策を効果的に推進するために必要な事項を協議し、いじめの防止等に関する機関や団体間の連携体制を構築することを目的として、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき設置しております。</p> <p>構成員は学校代表、弁護士、医師、警察、保護者組織、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者など、10人以内で構成すると定めております。委員の任期は2年とし、教育委員会が委嘱又は任命します。</p>

1 ページの委員名簿をご覧ください。学識経験者として、奈良教育大学教授、粕谷貴志氏を候補といたしました。粕谷氏は奈良市いじめ防止連絡協議会の発足当初から、本協議会の会長として、本市のいじめ防止の対策に携わっていただきました。その他の候補につきましては、それぞれの団体よりご推薦いただいた方々としております。ご審議のほどよろしく願います。

教 育 長 それではこの件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

柳 澤 委 員 学校の教員の中で、今回のケースは一条高等学校と附属中学校を兼務されているので、中学校長でもあるんですけれども、専任中学校校長の方が望ましいというお考えはあったのでしょうか。あるいは高等学校がいじめ問題で大事なんだという観点から、奈良市の場合このようになったのか、意見を聞かせてください。

いじめ防止生徒指導課長 一条高等学校につきましては、附属中学校と高等学校の両方を管理されている学校長であるという部分です。奈良市教育委員会として一条高等学校につきましても、市管轄の範疇に入ってきますので、そういった面からも適任であるという判断でございます。

柳 澤 委 員 奈良市中学校校長会等があるとなれば、伊東校長はその会のメンバーとして入っておられていると理解してよろしいでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長 おっしゃるとおりです。

柳 澤 委 員 そうしましたら、中学校校長会のご理解を得ているという前提ですね。分かりました。

教 育 長 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

川 村 委 員 2 ページの第3条で、委員の区分が書かれているんですが（2）に「奈良県が設置する児童相談所の職員」と書かれております。課長もおっしゃっていましたが、奈良市に子どもセンターという立派な施設がございます。しっかり活動されていると伺っております。市という形で表記も考えていただけたらと思います。奈良県から必要であれば委嘱・任命するのということも教えていただけたらと思います。

いじめ防止生徒指導課長 条例の第3条の議員の組織構成メンバーについてですけれども、この条例規定は、協議会発足当初につきましては、奈良市の子どもセンターがありませんでした。子どもセンターができたということを踏まえて、今後条

例改正を視野に入れながら検討を進めてまいりたいと思います。

奈良市の場合は子どもセンターの所長を任命いたしますので、基本的には県の児童相談所から出ていただくことは想定しておりませんが、今後条例改正後は、(8)「その他教育委員会が必要と認める者」に該当すると思いますので、必要であれば、委嘱・任命という形で入れることはあるかと思います。

教 育 長

よろしいですか。では、ご意見がないようですので、議案第7号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定をいたしました。それでは続いて、議案第8号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明をお願いいたします。

いじめ防止生徒指導課長

奈良市いじめ対策検討委員会につきましては、資料5ページ、奈良市いじめ防止基本方針に示す、「いじめ防止対策推進法に基づく組織について」の「2 教育委員会がつくる組織」の③に示すものでございます。

市内で発生したいじめの具体的な事例を取り上げ、その対応や再発防止に向けた協議を行うことにより、本市の学校におけるいじめの防止等のための対策が実効的に実施されることを目的として、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置をしております。構成員は、学識経験者、弁護士、医師、保護者組織、学校代表、その他教育委員会が適当と認める者など、7人以内で構成すると定めております。任期は2年とし、教育委員会が委嘱又は任命します。

資料1ページの委員名簿をご覧ください。学識経験者として、神戸女子大学教授、伊藤美奈子氏を候補としました。伊藤氏は、奈良市いじめ対策検討委員会の発足当初から、本委員会の委員長として、いじめ対策に資する具体的な協議を進めていただいております。また、平成25年から奈良市いじめ問題の検討委員としてご尽力をいただいております。奈良市のいじめの取組にお力添えをいただいている井川一裕弁護士を候補としております。その他の候補につきましては、それぞれの団体よりご推薦いただいております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教 育 長

ではこの件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

川 村 委 員	学校代表としては、小学校の校長先生のみを任命されています。中学校の校長先生は必要ないという判断なのでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	学校代表としての小学校長ですけれども、今回任命させていただく校長につきましては、奈良市教育協議会、小学校生徒指導部を担当している校長となっております。部会の代表として参加をいただいております。中学校の校長が必要ないのかというと、決してそういうわけではございませんが、今回につきましては小学校部会の学校長として出ていただくという方針で進めさせていただいているところです。
川 村 委 員	任期が2年ということで、この2年の間は、この生徒指導部会長である保田校長先生が中学校の部分もしっかり情報を共有しながら、対応していただくと受けとめてよろしいでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	おっしゃるとおりです。
教 育 長	他にご意見、ご質問ございますでしょうか。
新 井 委 員	議事録を提供いただいて、その活動内容を確認して、ぜひ頑張っていたきたいと思います。案件の内容もあって議事録が公開できないとのことですので、難しいと思うんですけれども、いろいろな立場の方から対策に対してご提案いただいている内容でした。今後のいじめ対策に組み込まれていくのか、他の市町村や全国の教育委員と事例や取組を共有することで、役立つことがあると思うので、奈良市独自の取組が情報発信できるといいのではないかと思います。
いじめ防止生徒指導課長	開催した内容について、市内の学校には都度情報共有をさせていただいて、いじめの対策を高めているところですが、他市を含んで、全国への情報発信共有が可能な部分については検討したいと思っております。
教 育 長	それでは特にご意見がないようですので、議案第8号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定をいたしました。続きまして、議案第9号「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明をお願いいたします。

いじめ防止生徒指導課長	<p>平成 25 年 9 月に施行された国のいじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、本市では、平成 30 年 3 月に奈良市いじめ防止基本方針を策定し、令和 5 年 7 月に改定いたしました。今後も、より複雑化かつ深刻化する様々ないじめ問題への対策が求められることから、教育委員会の附属機関である奈良市いじめ防止基本方針策定委員会を開催し、基本方針の見直しを行います。</p> <p>資料 1 ページをご覧ください。奈良市いじめ防止基本方針策定委員会の構成員は、学識経験者、関係団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認めた者 10 人以内とし、委員の任期は、いじめ防止基本方針についての答申がなされる日まで、教育委員会が委嘱又は任命いたします。</p> <p>今回委嘱又は任命しようとする委員は 6 名です。阿形恒秀 千里金蘭大学教授、粕谷貴志 奈良教育大学教授、上田由美 奈良市 PTA 連合会、井川一裕 俵法律事務所弁護士を委嘱とし、久保田浩司 奈良市立都南中学校校長、中島利絵 奈良市立帯解小学校校長を任命しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、ご質問ございますでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	<p>第 2 条で、「関係行政機関の職員」とありますが、厳密に言うと、「関係教育機関の職員」にしないと、対外的に学校を行政機関と位置付けているのかという話になるので、機会があれば変えていただきたいと思います。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>検討を進めさせていただきたいと思います。</p>
柳 澤 委 員	<p>具体的に文科省の中教審の諮問と同じように、諮問状を渡されるという形でスタートするのでしょうか。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>通常の間であれば、そのようになると思いますので、次回以降の教育委員会の場で報告していこうと思います。</p>
梅 田 委 員	<p>前回から少し期間を経て、今回の改定に向けていくということですが、今回の議案について異議はございませんので、しっかりと進めていただければと思います。</p> <p>いじめ防止の基本方針から考えていきますと、これ以降の諮問でも出てくることになると思いますが、重大事態が多発していることから考えても、前回の改定においても教員の視点をしっかり持って臨んでいただいた、非常に細やかな基本方針の作成に向けていただいたことは覚えているんですけども、改めて学校現場で実際に機能しているかであったり、重大事態の未然防止に繋がっているかの検討をお願いできればと思います。</p>

いじめの定義は、推進法が策定された後に、現場において捉えられているだろうとは思いつつも、悪意があるかとか継続的に行われているかということだけではなく、子ども自身が苦痛を受けているかということも押さえていくことが必要と思います。重大事態ということを考えていくと、事案が重大事態かどうか迷っている初動時点において、校長判断だけではなく、教育委員会への速報をルール化したり、保護者説明の手順であったり、記録保存と一言に言いますが、意外とこれが十分でないということも現場においては起こりえるので、記録保存についても、組織的対応の実効性をしっかりと確認しつつ、改定の協議が進めていけるようなご準備を進めていただきたいと思います。

いじめ防止生徒指導課長

いただきましたご意見を元に、より学校現場で実効的なものとなるように、協議を進めてまいりたいと思います。

教 育 長

国からも学校や教員だけではなく組織的対応、いわゆるチームとして教育委員会もしっかり進めるようにと方向性も示されていますので、いろいろな形でサポートさせていただきたいと思っております。

他ご意見ございますでしょうか。ではご意見がないようですので、議案第9号「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定をいたしました。続きまして議案第10号「令和8年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、特別支援教育推進課長より説明をお願いいたします。

特別支援教育推進課長

奈良市教育支援委員会は資料6ページの「奈良市教育支援委員会規則」に基づき、特別な支援を要する児童生徒等に適切な教育支援を行うために、小中学校における特別支援学級への入退級の必要性なども、調査審議を行うものであります。

令和7年度においては年4回実施し、審査数は合計596名、前年度の合計審査数より61名の増でございました。当委員会につきましては、委員、調査員を2年の任期で委嘱又は任命しております。現在は、委員、調査員は令和7年度、令和8年度の2年間の任期で委嘱又は任命していますが、各委員の異動に伴う補充対策として、令和8年度の委嘱又は任命をしようとするものでございます。

必要事項を審議する委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について、1

ページに昨年度から委嘱、任命された委員を含む委員名、5ページに今回解嘱又は解任及び委嘱又は任命する委員の詳細を記載しております。

解職につきましては、会長変更による方が1名で、委嘱につきましては後任となる方でございます。また、委員の佐々木氏については継続して委員を務めていただきますが、人事異動で左京小学校校長から奈良県立奈良養護学校の校長になられたため、3月末日付けで解任、4月1日付けの委嘱となります。入級等を希望する子どもたちの就学相談などを行い、必要な事項の調査を行う調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について、2、3ページに昨年度から委嘱、任命された委員を含む調査員名、5ページにこの度解嘱又は解任及び委嘱又は任命する委員の詳細を記載しております。解嘱又は解任につきましては、担当変更、市外へ異動等によるもの計9名、委嘱又は任命については解嘱又は解任された方の補欠としまして計7名でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

教 育 長 この件につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第10号「令和8年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご意見ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。続いて議案第11号「奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」、中央図書館長より説明をお願いします。

中央図書館長 本議案は、図書館法及び奈良市立図書館協議会条例に基づき設置されている奈良市立図書館協議会の委員について、2年の任期が満了となるため、新たに委嘱又は任命させていただくものでございます。本市の附属機関として位置付けられている奈良市立図書館協議会は、公立図書館の運営について、館長の諮問に応じるとともに図書館奉仕、いわゆる公立図書館が行うサービスについて意見を述べる機関とさせていただいております。資料の2ページから3ページ目は図書館法の抜粋でございまして、第15条、図書館協議会委員の任命について規定されております。4ページ目は図書館法施行規則の抜粋で、第3章第12条に図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が規定されており、委員の委嘱又は任命は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から任命すると明記されております。5ページ目は奈良市立図書館協議会条例になります。名簿に戻っ

ていただきまして、今回の委嘱又は任命においては、新任委員が1名、再任委員が7名という内訳になります。

新任委員につきましては、学校教育関係のお立場から、前任の都祁中学校長、中西委員に代わり、後任の都祁中学校の吉原美穂校長先生にお願いしたいと存じます。吉原校長先生は、奈良市教育協議会特別部会、学校図書館部会の中学校部会の部会長でございます。つきましては、新任の吉原校長先生の他、再任の7名を含めた8名の方々につきまして、図書館協議会委員への委嘱又は任命をお願いしたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長           この件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

柳 澤 委 員       奈良市の条例の第2条で先ほど紹介されたとおりなんですけれども、多くの条例規則等に5番目で、「教育委員会が適当と認める者」という幅広い人選・指名が可能になっているんです。図書館協議会も若年層が参画できることも必要と思うので、絶対ということではないんですけれども、学識経験というまでには無理なので、「教育委員会が適当と認める者」といった項目があった方がいいのか、中期的に考えていただたらいいかなと思いました。意見としてはそれだけです。内容については全く問題ないものです。

教 育 長           館長として何かお考えはございますか。

中央図書館長      そうですね。青少年の図書館利用が確かに少ないということがございますので、今後の検討とさせていただければと存じます。よろしく申し上げます。

教 育 長           子育て世代であったり、子どもたちから直接ご意見をいただくことはなかなか難しいので、公民館の活動もですが、学生の方にも参加いただき、いろいろな意見を聞くということも検討していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

川 村 委 員       これに対して異議はございません。公共図書館が本当に活発に活動されていること、図書館に出向くたびにすごいなと思って拝見させていただいています。この会議ですけれども、年に何回開催されているんでしょうか。

中央図書館長      年に1回開催させていただいております。

川 村 委 員       その年1回はどんな内容なのかというのも、また共有してもらいたいと

思っております。というのも、昨年、第二次子ども読書活動推進計画で新たな仕組みを策定され、学校図書館との連携も進めていただくという内容であったと思います。公共図書館はもちろんですが、学校と家庭と地域が一体となった学習推進というものも、この委員の中でお話いただくという趣旨もあるのかなど期待しているものです。また、議事の内容報告等も含めて、そういった方向も見据えた形で活動していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長

館長からよろしいですか。会議内容の共有ということです。

中央図書館長

そのことにつきましては、相談しながら進めさせていただきます。

教 育 長

よろしくお願いいたします。他、ご意見、ご質問ございますでしょうか。それではご意見がないようですので、議案第 11 号「奈良市図書館協議会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。本案は原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

非 公 開 案 件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び奈良市教育委員会会議規則第 5 条の 2 の規定により非公開とする。

教育総務課長

教育長報告（1）「令和 8 年度 6 月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。

本件については、了承した。

いじめ防止生徒指導課長

教育長報告（3）「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本件については、了承した。

学校教育課長

議案第 6 号「令和 9 年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より概要説明。

本件については、原案どおり可決した。

教 育 長

これで本日のすべての案件は終了いたしました。その他、何かご意見、ご連絡はございませんか。ではこれもちまして本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。